平成２５年（フ）第１１２６４号
東京都杉並区井草２丁目18―13―201
破産者　都丸　寿志
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２６５号
神奈川県海老名市中新田３丁目９―49―101
破産者　卯木　幸江
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２６７号
千葉県千葉市中央区宮崎町47―46―102
破産者　溝渕　正武
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２８０号
東京都杉並区高円寺南３丁目58―15
破産者　竹内　善人
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３０４号
東京都新宿区新宿６丁目17―１―101
破産者　伊藤まゆみ
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３１４号
神奈川県横浜市中区松影町３丁目12―４―611
破産者　小野　秀夫
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３４３号
東京都板橋区中丸町30―７―201
破産者　八木　稔朗
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３９４号
東京都青梅市黒沢２丁目1052―８―102
破産者　青木　元彦
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９７号
兵庫県芦屋市南宮町７番16―408号
破産者　有限会社メイキ設備工業
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９９号
岡山市南区平福２丁目３番15号
破産者　有限会社清川鉄工所
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９９号
岡山市北区平山957番地55、旧住所岡山県総社市福井2016番地
破産者　林　　祥平
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４１３号
福岡市城南区堤２丁目21番８号
破産者　有限会社ＢＤプロダクト
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６０２９号
東京都江戸川区南小岩２丁目３番15号
破産者　株式会社プライスコーポレーション
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３１４号
東京都品川区勝島１丁目９―11、開始決定時の住所東京都江戸川区篠崎町７丁目26―11―291
破産者　近藤　正一
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５７号
金沢市神宮寺１丁目２番20号
破産者　有限会社小原食品
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１２４号
長野県上田市常田２丁目16番16号
破産者　有限会社りき
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第２０７号
岐阜県各務原市鵜沼羽場町３丁目29番地の２
破産者　有限会社光ハーネス
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２０８号
岐阜県各務原市鵜沼羽場町３丁目29番地
破産者　有限会社光塗装
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２１０号
岐阜県各務原市鵜沼南町４丁目81番地２
破産者　鈴木　弘子（旧姓川合）
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２４号
愛知県一宮市萩原町萩原字下町22番地、登記簿上の本店所在地愛知県一宮市丹陽町伝法寺字高大門670番地
破産者　Ａｉ・Ｔｒｕｓｔ株式会社
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第２９９号
静岡県焼津市高新田字海岸2411番地の１
破産者　有限会社ブルーラインエクスプレス
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５０８号
京都市上京区中立売通油小路西入東橋詰町71番地八木善21　403号
破産者　株式会社磯貝
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係